

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

「日本女性会議 2021 in 甲府」大会参加受付・宿泊手配等業務

## 2 業務の目的

日本女性会議 2021 in 甲府大会（以下「大会」という。）を 2021（令和 3）年 10 月 22 日・23 日・24 日に開催するにあたり、大会参加者の受付、宿泊の手配等の業務を円滑に行うとともに、エクスカッションを企画・実施し、甲府市を中心に山梨県内の観光資源等の魅力を全国に発信することを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

※ 契約は、年度ごとに行う。

## 4 大会について

### (1) 開催目的

日本女性会議は、1984（昭和 59）年名古屋大会を第 1 回とし、全国から約 2,000 人の参加者が集う国内最大級の会議である。

本市においては、「男女共同参画社会の実現」と「女性活躍社会の実現」を目指し、市民と産学官が連携し協働で取り組むことで、さらなる男女共同参画意識の醸成を図り、大会においては本市の取り組み姿勢を全国に強くアピールしていく。

また、大会終了後もその機運を持続するとともに、市民と産学官の協働による取り組みで得た人脈を活用し、多様な価値観が尊重される「男女共同参画社会」の実現に向けた具体的な取り組みを一層推進していく。

### (2) 大会テーマ

「未来へつなぐ まちづくりは人づくり ～ 甲斐の国から ともに ～ 」  
(趣旨)

男女共同参画社会の実現に向けた先人たちの弛まぬ努力により、私たちは、今このまちに暮らしている。

武田信玄公の時代から山梨に育まれてきた「人は石垣、人は城」＝「人こそが財産である」という考えのもと、多様な価値観を尊重し、だれもが自己実現できるまちを目指し、人の意識を変え、まちを変え、ともに（＝Co）未来につないでいきたいと考えている。

### (3) 大会会場

#### ア 1 日目

- ・YCC 県民文化ホール

大ホール：全体会（開会式、基調報告、記念講演、シンポジウム）

大ホール 2 階ホワイトエ：物産展

- ・ベルクラシック甲府：交流会

イ 2日目

・山梨学院大学

教室・メモリアルホール等 : 分科会

キャンパスセンター前・広場 : 物産展、女性達で創るマルシェ

古屋記念堂 : 全体会(分科会報告、閉会式)

ウ 3日目

県内各地 : エクスカーション10コース程度

※2日目閉会式終了後の夜のコース等を含める。

(4) 大会日程目安

ア 1日目

11:00~ 参加受付

11:00~17:30 物産展

13:00~14:00 アトラクション、開会式、基調報告

14:10~17:00 記念講演、シンポジウム

18:00~20:00 交流会

イ 2日目

9:00~ 参加受付

9:30~13:30 分科会

9:30~16:30 物産展・女性達で創るマルシェ 等

14:30~16:00 アトラクション、分科会報告、閉会式

(5) 参加人数(予定)

・1日目 全体会 : 約2,000人、  
交流会 : 約700人

・2日目 分科会等 : 約2,000人

・3日目 エクスカーション : 約250人

(6) 主催者

日本女性会議2021 in 甲府実行委員会(以下「実行委員会」という。)、甲府市

5 委託内容

本業務は、令和2年度及び令和3年度の2年度に及ぶ業務となる。

令和3年度の委託内容については、現時点で予想される業務内容であり、確約するものではない。

※ 令和3年度については、令和3年4月に開催予定の実行委員会において予算が確定した後、予算の範囲内で改めて業務内容を精査・確定する。

(1) 令和2年度

ア 宿泊施設手配業務

・市内ホテル等を中心に、前日から3日間の宿泊を想定し確保すること。

(目安) 令和3年10月21日(木) : 500室

令和3年10月22日(金) : 800室

令和3年10月23日（土）：500室

- ・料金は、1泊朝食付（税・サービス料込）の金額で設定すること。

## イ エクスカーションの企画

- ・大会2日目の閉会式（午後4時終了予定）後から、夜のみ、日帰り（半日・1日）、宿泊等、10コース程度のバラエティに富んだエクスカーションを企画すること。
- ・コース設定にあたっては、委託者の意見等を踏まえ、甲府市の物産や観光スポットを中心に、県内の観光スポットも組み込む中で、山梨・甲府の魅力を堪能できるコース設定を行うこと。
- ・エクスカーションのコースに組み込む事業者等には、大会の趣旨を十分に理解させること。

## (2) 令和3年度

### ア 参加申込等受付業務

#### (ア) 受付種類

- ・参加申込受付（開会式、分科会、閉会式）
  - ※ 託児希望、盲導犬同伴、車いす使用、手話の必要の有無等についても受け付けること。
- ・交流会申込受付
- ・昼食申込受付（1日目、2日目）
- ・大会報告書購入申込受付
- ・エクスカーション、宿泊申込受付
  - ※ エクスカーション・宿泊については、受託者による募集型企画旅行とすること。

#### (イ) 受付期間

令和3年6月中旬～令和3年8月末（予定）

#### (ウ) 業務内容

- ・委託者が別途作成する参加募集パンフレット用として、参加申込書（A4判2ページ）、エクスカーションコース一覧（A4判2ページ）、宿泊ホテル一覧（A4判1ページ）を作成し、委託者が指定するデータ形式で提出すること。  
参加申込書の記載内容については、委託者と協議して決定すること。
- ・参加申込書を、FAX・メール等で受付し、参加申込者リストを作成し管理すること。
- ・受付期間内に変更・取消し等が生じた場合は、受付し、処理すること。
- ・受付期間終了後の変更・取消しの申し出については、委託者と協議のうえ、決定すること。（エクスカーション・宿泊については、受託者において処理すること。）
- ・受付状況については、随時、委託者に報告すること。

### イ 参加負担金等徴収業務

#### (ア) 参加負担金、交流会費、弁当代、大会報告書代の徴収

- ・受付後、申込者の依頼に応じ、見積書、請求書等を発行し、徴収すること。  
また、領収書の発行も行うこと。
- ・受付期間内に申込内容に変更が生じた場合は、差額分の返還又は徴収を行うこと。  
（受付期間終了後の返還・徴収については、委託者と協議のうえ、決定すること。）
- ・徴収した金額については、委託者が指定する口座に納入すること。

(イ) エクスカーション旅行代金、宿泊旅行代金の徴収

- ・受託者による募集型企画旅行として旅行代金を徴収すること。  
※ 徴収方法については、参加者の利便性等を考慮し、参加負担金等とともに徴収してもかまわない。
- ・徴収した金額については、受託者において旅行代金として業者等に納入・処理すること。

**ウ 参加証等発行業務**

(ア) 参加証、弁当引換券の発行

受付期間終了後、参加者に対し、参加証（パスフォルダーに入れること）、弁当引換券を発行し、申込者（団体の場合は指定された送付先）に送付すること。  
なお、送料は、委託者が負担する。

- ・発行想定数 2,000人

(イ) 宿泊券、エクスカーション申込券の発行

宿泊・エクスカーションの申込者に対し、宿泊券・エクスカーション申込券を発行し、(ア)に同封して送付すること。

**エ 宿泊手配業務**

- ・申込に基づき、宿泊施設の割り振り等を行うこと。
- ・申込状況を管理し、申込者や宿泊ホテル等との連絡調整を行い、不備のないよう手配すること。

**オ エクスカーションの運営**

- ・企画した内容に応じて、見学・休憩施設、食事、バス等の手配を行うこと。
- ・最終的なスケジュールについては、エクスカーション申込券の発送と合わせて申込者に送付すること。
- ・エクスカーションが滞りなく終了するまで、受託者は責任をもって対応すること。

**6 成果物**

成果物として、年度ごとに報告書を作成し提出すること。

- ・紙媒体 2部（A4版、縦長、横書き、カラー）
  - ・電子データ CD-R 1枚
- ※ 修正、印刷が可能な様式で納品すること。

**7 契約方法・条件**

本業務は、令和2年度及び令和3年度の2年度に及ぶ業務となるが、契約は、年度ごとに行うものとする。

- (1) 令和3年度の契約については、令和3年4月に開催予定の実行委員会で予算が確定したのち、提案書に記載された内容を踏まえながら、業務の範囲・内容・金額等を改めて協議・精査のうえ、予算の範囲内で業務内容を確定し、契約するものとする。
- (2) 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。  
業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に委託者に書面で提出し、承認を得ること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物に関する一切の権利は、実行委員会に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ委託者が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 本業務遂行にあたり、問題が生じた際は適切な措置を講じるとともに、委託者にその都度報告し、指示を受けること。詳細については委託者と別途協議するものとする。
- (5) 本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議を行い、業務を遂行するものとする。